

協働環境委員会会議録

令和8年3月10日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:45

【 案 件 】

1. 議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
2. 議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
3. 議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
4. 議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例
5. 議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(車両損傷事故)
6. 議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

【 報告事項 】

1. 令和8年度のコミュニティ交通運行計画について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」について補足説明をいたします。予算書の273ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億2877万4千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについてご説明いたします。予算書の283ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費につきましては、26名分の人件費及び経常的な事務費等総額で2億3096万2千円を計上しております。

286ページをお願いいたします。2款、1項、療養諸費につきましては、一般被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しております。1目、一般被保険者療養給付費では、被保険者数の減により、前年度と比較いたしますと、2億3573万8千円の減となっております。2項、高額療養費につきましては、令和7年度の決算見込みを基に所要額を計上しております。前年度と比較いたしますと、3860万2千円の減額となっております。

287ページをお願いいたします。3項、1目、出産育児一時金につきましては、出産件数減を見込み、前年より250万1千円減の4351万9千円を計上いたしております。

3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき、県が算出した額より、金額を計上しております。中段の1項、医療給付費分につきましては、前年度比5616万8千円減の21億4964万8千円を、下段の2項、後期高齢者支援金等分につきましては、1910万7千円減の7億794万2千円を、次の288ページをお願いいたします。上段、3項、介護納付金分につきましては、253万2千円減の2億3126万2千円をそれぞれ計上いたしております。また、4項、子ども・子育て支援納付金分につきましては、令和6年6月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に基づき、子ども・子育て世帯への支援拡充による、財政基盤確保のため、子ども・子育て支援制度が、令和8年度から開始することに伴う納付金を計上させていただいております。こちらも県が算出した6441万6千円を計上させていただいております。納付金は、子ども・子育て支援納付金を加えましても、総額31億5326万8千円で、1339万1千円減となっておりますが、こ

これは被保険者数の減、県国保会計の決算余剰金を活用した急激な納付金対策によるものでございます。中段、4款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費では、特定健康診査手数料8661万円を計上して、生活習慣病等の早期発見・早期治療につなげたいと考えております。

次に、歳入についてご説明いたします。278ページをお願いいたします。1款、1項、国民健康保険税でございます。令和8年度の保険税率等は、令和7年度の国民健康保険運営協議会の答申に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分は、令和7年度から据え置いたもので計上させていただいております。4節、子ども・子育て支援納付金分につきましては、歳出でもご説明させていただきましたとおり、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設されることによる新たな税目が追加となり、6441万6千円を計上し、国保税総額で8274万4千円の増額となっております。子ども・子育て支援金分の追加と併せ、被保険者数は減少傾向でありながら、1人当たりの所得の増加によるものが要因となっております。

279ページ、下段をお願いいたします。3款、1項、1目、保険給付費等交付金の1節の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるものでございまして、90億3615万6千円を計上しております。2節の特別交付金につきましては、7年度決算見込みなどを基に推計した3億1773万2千円を計上しております。

280ページをお願いいたします。5款、1項、一般会計繰入金につきましては、被保険者数の減に伴い、前年度より2428万9千円減の13億4495万7千円を計上しております。

281ページの5款、2項、基金繰入金につきましては、令和8年度は歳出超過を見込んでおりますので、財源を調整するために準備基金から215万4千円を繰り入れることにしております。

令和8年度の国民健康保険特別会計の所見を申し上げますと、75歳到達や被用者保険の拡大による被保険者数の減によりまして、予算全体で比較いたしますと、前年度比約3億円の減となっております。医療費でございます保険給付費を約2億8千万円減と見込んでおりまして、これが減額の主な要因となっております。

一方で、子ども・子育て支援制度導入、1人当たりの所得増に伴い、国民健康保険税は約8300万円の増となっております。また、基金は令和8年度末で約6億5千万円の残高予定となっておりますが、今後の動向を注視し、健全な国保財政を行っていく必要があると考えております。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

予算資料のほうでいいですか。歳出の55ページの歳出の欄。まず歳入のほうでは、被保険者は、後期高齢者に移行したことによって減ったということですよ。けれども、所得増のために、保険料は増えましたということですよ。歳出の欄で、一般管理費とか医療費適正化特別対策事業費等で、国庫支出金や県支出金というのがマイナスになっていますが、これはどういうことでマイナスになっているのでしょうか。

○医療保険課長

今議員がおっしゃいましたのは、歳出の一般管理費に当たる部分の、国庫支出金の減についてのご質問かと思っております。この事業の減につきましては、本来、予算を、いわゆる今まで予算化していたものが事業として減った。いわゆる実績が減ったということによるものでございます。

○兼本委員

その実績が減ったので、割合があります。県の例えば、一般管理費でいえば、107万円、マイナス、国庫支出金が。令和7年度は107万円あったのに今回は0円ということですよ。

それはもう国庫支出金から割当てがなくなったという形ですか。

○医療保険課長

一般管理費につきましては、国とか県の支出金の分の割当てがなくなったと、そういったこととなります。

○兼本委員

割当てがなくなったのは、事業がそこまで必要ないということで減にしたからということでしょうか。

○医療保険課長

おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

ちなみにですね、国民健康保険というのは、飯塚市の何%ぐらいの方が加入されてあるんでしょうか。

○医療保険課長

令和7年9月の人口と被保険者の割合になりますが、人口が12万3541人で、被保険者数が2万2467人ということで、率にいたしますと18.2%という形になります。

○兼本委員

保険料の納付率というのはどのくらいなのでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

今年度の当初予算を立てる際に、立てた収納率としましては95.02%、こちらのほうは、過去の実績を基に設定させていただいたものになります。令和8年度の当初予算の設定をする際に見込んだ率でございます。

○兼本委員

95.02%を見込んだ金額は、55ページでいう、19億111万7千円という形でいいんですかね。

○医療保険課長

おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

結局、所得増によって増えています。歳出は減っていますということですよ。令和7年度より。そうなると、当然歳入が増えますから、基金に行く金額も増えるということによろしいでしょうか。

○医療保険課長

今、ご質問いただいたのは、歳出についての療養給付費とか、いわゆる療養に係る給付費については、被保険者が減ったことにより、減額になっていると。そちらのですね、医療費につきましては、普通交付税というところで、県からの交付金で充てられる形になります。また、国民健康保険税につきましては増額の要因としましてはもう一つございまして、子ども・子育て支援金分というのができまして、こちらが、約6千万円強、今回、大きい金額、増額になっております。こちらの金額は、先ほど説明で申し上げましたように、県への納付金というのがございまして、そちらのほうの納付金のところでですね、納付する形となりまして、実際の収支、全体的な国保の特別会計の収支につきましては、若干、基金を崩さないといけないのかなと。そういった状況になっている状況でございます。

○兼本委員

分かりました。では年々、今後こういう傾向になるのでしょうか。

○医療保険課長

国民健康保険の特別会計は、ここ数年間ずっとちょっと基金を取り崩している状況でございます。その理由としましては、一つは、国民健康保険税が、県が今、設定しています標準保険料率、そちらの料率よりもやはり若干飯塚市の保険税率、低い税率で設定をされているところが一つ要因になっておりますが、そちらのことから考えますと、今後も、保険税率を上げない限りはこういった状況が続くのではないかというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

存続というのは、大丈夫なんですか。

○医療保険課長

平成30年度から、健康保険税はずっと据え置いた状態で税率を設定しております。今後です、やはり基金の状況を見ながら、安定的な健康保険財政をしていけるようにですね、今後、国民健康保険運営協議会、そちらのほうと協議を重ねながら、適切な保険税率を設定していきたい。そういうふうに考えているところでございます。

○兼本委員

それは存続させるためということですよ。そうすると、先ほどからの答弁でいくと、率が、今低いから上げないといけない。というような、今後上げていかないといけないというふうな答弁に聞こえますが、その辺りはいかがでしょうか。

○医療保険課長

毎年、国民健康保険運営協議会におきましては、年度末のですね、収支状況を、その年その年で確認をしながらですね、状況を把握している状況でございます。なかなかですね、その状況を把握しないと今後の税率設定につきましても協議ができない状況でございますので、こちらのほう税率を上げる、上げないということにつきましても、慎重に運営協議会におきまして、そのときの財政状況を確認の上、させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

分かりました。なかなか難しいところですね。今、医療機関とかも電子カルテとかになっていきますでしょ。そのレセプト等も、薬の重複とかそういったものも防いでいるのではないかと思います。そういった状況は、どのような今現状になっていきますでしょうか。

○医療保険課長

今おっしゃいました、医療費の少しでも、国民健康保険の安定運営をするための方策といたしまして、医療費適正化事業というのをさせていただいております。こちらのほうは、ジェネリック医薬品の利用の促進、また、第三者求償行為の促進、それからですね、後は、重複受診とかそういったところのですね、抑制等を進めているところでございまして、今後も引き続き、そういった医療費抑制事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○兼本委員

効果的には上がっているんですか。進めていくというのに少し抽象的で、よく分からないんですが、効果があるのか、ないのかでいうと、あっているのでしょうか。

○医療保険課長

こちらの医療費抑制事業につきましては、今、金額をちょっとはっきりと申し上げられないところですが、それぞれ、一応効果額というのを把握しながら進めているところでございまして、効果はあっていると分析しているところでございます。

○兼本委員

これは保険ですから、残さない、やはり病院にかかるときに負担額というは、非常に

100%になるというのは、やはり負担がすごく大きくなるということになりますので、国民健康保険は存続させていかないといけないものだと思っていますので、そういった事業を、歳出を抑える事業にしましても、今後ちょっと、やはり進めていかないといけないのかなど。なるべく保険料は上げないほうがいいと思いますので、そういった方向で、ぜひ考えていただければと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

同じく284ページ、医療費適正化特別対策事業についてなんですけれど、本年度と変わらないほぼ同額の予算が計上されています。先ほど効果はあるという話があったんだけど、現実にはどのような作業となるのか。実際にどのような作業をやって、適正化を図っているのか。それとその効果額なんですけど、おおよそ3千万円を突っ込んで、大体でいいんですが、どのぐらいのリターンがっているのか、お聞かせいただけますか。

○医療保険課長

まず、事業の説明でございます。簡単になりますが、医療費適正化特別対策事業といたしましては、先ほどと重複いたしますが、第三者求償事務ですね。それから、年金受給者リストにより、退職被保険者への資格の適正化、それから、ジェネリック医薬品差額通知等により医療費の削減を行う。またですね、レセプト管理についてはですね、業務に精通した外部委託業者を使いまして、レセプト点検を委託し、適正なレセプトの管理を行うと。そういった事業になっているところでございます。数値につきましては、今持ち合わせておりませんので、答弁ができない状況でございます。

○江口委員

3千万円の費用をかけるんだけど、当然のことながら、入れた金額以上のリターンがないと、と思うわけですがその辺りは、ざっくりでもいいんですが、分かりませんか。詳しくなくて全然いいんです。何千万円台ぐらいで結構なんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：29

再 開 10：43

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

医療費適正化事業につきましては、効果額としまして概算でございますが、まず第三者求償につきましては、約2千万円。それから、レセプト点検の効果につきましては2300万円。また、ジェネリック医薬品の効果につきましては今年度200万円程度となっております、おおよそ総額で4500万円程度になるかというところで考えております。

○江口委員

3千万円突っ込んで、4500万円下げられているということなんですけれど、第三者求償はいいんですけれど、レセプト点検の、実際の作業はどのような形でされているのか、お聞かせいただけますか。

○医療保険課長

レセプト点検につきましては、福岡県国民健康保険団体連合会のほうで、一次審査があったレセプトにつきましては、自治体のほうに点検の依頼が来まして、そちらを現在、レセプト点検の委託をさせていただいておりますが、委託業者によりまして、レセプトの点検をした後、資格等のそぐわないものにつきましては、返戻という形で効果を上げさせていただいております。

○江口委員

福岡県国民健康保険団体連合会が一旦チェックをして、それから、その中で問題があるかなと。ピックアップした分が戻ってくると。それについてチェックをするということですね。そのチェックは、事業者のほうに委託をして、実際に人間の手でね、ずっとやっていただくという形になるのでしょうか。その辺りいかがなんでしょう。

○医療保険課長

こちらのほうでさせていただいている作業としましては、資格の確認や内容確認について、まずはデジタルで確認をしている状況でございます。さらにその後ですね、目視による縦覧の点検、そちらのほうをさせていただきまして、レセプトチェックをさせていただいているところでございます。

○江口委員

デジタルによるチェックというのは、こういった形ですか。もうシステム上でざっとやってしまうよというふうな形ですか。

○医療保険課長

まず、福岡県国民健康保険団体連合会のほうから、こちらのほうにデータで来ております。そちらのデータで、まずは機械的にはじけるものというのについては資格点検、内容点検につきましては、デジタルではじいて、その後に、目検で確認しないといけない内容もございまして、そちらのほうについては、目検で確認するという、そういったチェックをさせていただいているところです。

○江口委員

点検とかに関しては、システム上でやってしまうよというような形でいいですかね。何らかの作業を人が介在しながらやるのでしょうか。

○医療保険課長

まずですね、資格点検を例に取りますと、資格の場合、例えば、資格を取得した日が、国民健康保険を資格取得した日より、例えば、早いときに病院にかかっていたりする場合がございまして、そういったものに対してはですね、一応デジタル的にすることが可能でございますので、そういった点検はデジタル的にすると。ただ、資格につきましても、目検で確認しないと確認できないこともございまして、そちらについては、目検ですと、一概に資格は全てデジタルですとかそういった形ではなく、データで確認する分、目検で確認する分、2つの方法で今確認をしているところでございます。

○江口委員

福岡県国民健康保険団体連合会がやって、第一次審査をやると。それで、プラスで各市町村でやるというような形ということで、その上でシステムでやるときもあるし、実際の目でやるときもあるというふうな形だったかと思います。ある意味こういってところに関しては、それこそ、AIだったりとか生きてくるところだろうと思うんですが、そういったものの導入、福岡県国民健康保険団体連合会も含めて、そういった点については何らかの進展があるのでしょうか。前年同様の金額が上がっているんだけど、そこら辺については、特段、まだ考えてないよというものなのか、それとも福岡県国民健康保険団体連合会のほうで、そちらのほうをやっているのか、それについては任せているよとかいうのが、その辺りいかがでしょう。

○医療保険課長

福岡県国民健康保険団体連合会の一次点検につきましては、あくまでも福岡県国民健康保険団体連合会でする分になります。そちらのほうはどういうふうな仕組みになっているかというのは分かりかねるんでございますが、こちらのほうでいう、内容点検ということになりますけれども、そちらのほうについては、レセプト点検に精通した会社に委託している状況でございます。AIを使っているかどうかということまでは確認をしていませんが、効率的な点検

をしているというふうに、毎回報告を受けているところでございます。

○江口委員

チェック点検する業者に委託する際は、随意契約であるんですか。それとも、通常の入札でやるのか、そちらに関してはどうですか。

○医療保険課長

レセプト点検につきましては、プロポーザルで入札をさせていただいている状況でございます。

○江口委員

そういった、A I の導入を提案する業者というのは今までいなかったのか。それとも、もう既に入ってきているのか。

○医療保険課長

申し訳ございません。プロポーザルの時期に、私がいませんでしたので、その詳細のところについてはお答えできかねます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:51

再 開 10:53

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

当時のプロポーザルにつきましては、A I 等による提案というのはなかったということでございます。

○江口委員

これは毎年毎年委託をするんですか、それとも複数年でやるんですか。

○医療保険課長

こちらのほうのプロポーザルは2年に1回させていただいているところでございます。

○江口委員

今年がその年かどうか分かりませんが、ぜひ次回のときに関してはそこを含めてしっかり検討していただきたい。

併せて、先ほど、福岡県国民健康保険団体連合会の仕組みが分からないという話があったんだけど、福岡県国民健康保険団体連合会のチェックの仕組みもある程度知った上でないと、駄目なものを外していこうかというのは分からないんだと思うんです。ぜひそこら辺も含めて、適正化を図るための努力をやっていただきたいと思います。

あともう一点、ジェネリックに関して200万円の効果があっているというお話がありました。私の理解ではジェネリックに関しては、通知が来るは来るんですけど、通知が来たからといって、人の行動がそんなに変わるのかなと思うんです。その200万円というのはどういった積み重ねなんだろうかと、例えば、片一方でこういった結果などで、各医療機関ですと、各クリニックさんとかね、そういったところに、こういった結果が出ていますよと。これに関してはぜひ変えてくださいという努力とかもされているのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○医療保険課長

今、ジェネリックの通知の内容につきましては、この薬剤をこれに替えると、こういった効果額が出ますよと、そういった通知になっているかと思えます。その通知をもってですね、やはり、どうしても、被保険者が病院を受診されるときにそういうことを判断していただかないといけないということになりますので、そういったふうな形で送らせていただいているので、単にただ送っているだけじゃなく、こういった薬剤はこういうふうになりますと、効果額は幾

らですということはお伝えしているところでございます。

○江口委員

こうやって通知することで、ジェネリックの使用頻度が上がってきているからその差額として200万円が生まれたという理解でよろしいですか。

○医療保険課長

おっしゃるとおりでございます。

○江口委員

あと、先ほど、事業者側への働きかけに関してはなされているのか、そういった数値とかを使ってなされているのかどうか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○医療保険課長

医療機関等につきましても、飯塚市の保険者からですね、ジェネリックに関するポスターなどの配布、添付などをお願いしまして、医療機関に対しても協力を呼びかけているところでございます。

○江口委員

ポスターというのは一般的なものかもしれませんが、先ほど各ご家庭というか、に関しては、細かな数値が届くわけですよ。であれば、ぜひそれも生かしながら、事業者のほうにも当たっていただきましたら、より動機づけというのは高まるのではないかなと思っています。

もう一つ、287ページの出産育児一時金がございます。出生数の減に伴い減額だという話があったんですが、ここ3年ぐらいで結構なんです、飯塚市の出生数、全体の出生数の推移をお聞かせいただけますか。

○医療保険課長

出生数につきましては、1月から12月までの合計数ということで、令和5年855名、令和6年792名、令和7年758名と微減の状況でございます。

○江口委員

飯塚市の出生数は大体1千人をずっとキープしてきたんだけど、コロナ以降ぐっと下がったなというのを非常に思います。国のほうもかなり下がっているわけですが、その中で国保に関しては下がり具合というのは、全体と同様なのか、そういった部分が分かりましたら、お聞かせいただけますか。

○医療保険課長

実績値でお答えさせていただきます。国民健康保険の出産育児一時金の利用した件数を述べさせていただきます。これは年度になります。令和4年度78件、令和5年度72件、令和6年度が67件というところで、これも少しずつ減っているところでございます。

○江口委員

今回計上されている金額から割り戻すと、今の金額よりも、今の数字よりも大きいように思うのですが、割り戻したら87人とかになりませんか。その辺りの予算立ての根拠をお聞かせいただけますか。

○医療保険課長

出産につきましては微減の状況ではございますが、やはり急激に増えることも考えられるところで少し多めに予算を取らせていただいているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保

険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の339ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億7207万9千円とするものです。前年度比2億917万2千円増となっております。

後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の保険料を歳出の納付金にて後期高齢者医療広域連合に納付するシステムとなっております。

まず歳入のほうからご説明いたします。343ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者保険料18億8861万4千円につきましては、本市が徴収する保険料で、徴収率を、特別徴収100%、普通徴収98.93%、滞納繰越分50%で見込んでおります。前年度と比較いたしますと、1億4213万3千円の増額となっております。この主な要因は、被保険者数の増によるものでございます。

3款、1項、1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として、4987万9千円。広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割、高齢者人口割をいずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額5655万7千円を計上しております。

同じく2目、保険基盤安定繰入金6億7187万8千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。345ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しております。346ページの2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明しました本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れられる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

後期高齢者医療特別会計におきましては、団塊の世代の加入がピークは過ぎたものの、依然として75歳に到達する被保険者が増加していることによりまして、予算規模が毎年増加している状況でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今、説明いただきまして、今回、令和7年度と比べると632人多く後期高齢者保険の被保険者が増えましたと。合計で2万1792人になるということですのでよろしいですかね。

○医療保険課長

おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

ピークは過ぎたけども、医療費は増大しています。増大していきますという答弁だったと思うんですが、それでよろしいですか。

○医療保険課長

被保険者数でございますが被保険者数は年間で、先ほど申し上げましたように632名、令和7年6月末時点で、前年に比べて増えている状況でございます。ここ数年というか、ずっと後期高齢者のほうに対しては、被保険者が増えている状況でございます。まだ被保険者数が増え続ける時期にあるというふうに考えております。その結果、やはり医療費等も増えていくと。そういったところの話で、予算規模が大きくなっているというところでご説明させていただいたところでございます。

○兼本委員

分かりました。

これ医療費への影響ですが、当然75歳を過ぎるとフレイルの割合が急増して85歳以上で約35%というふうに言われていますよね。この後期高齢者の分に関しては、徴収して、福岡県後期高齢者医療広域連合に納入するという形ですよね、今後維持していくためにも、やはり医療費というものは縮小していかないといけないのは飯塚市としても一つの対策であるんだと思いますが、管轄が違うんでしょうけども、後期高齢者の医療保険とですね、今飯塚市がやっているフレイル事業があるじゃないですか。この関係は非常に大切だと思っているんですけども、この後期高齢者医療保険の縮小というか、医療費を抑えるためにも、今後増加するであろう今おっしゃられた要因を解決するために、フレイル事業との何か連携というのは、今現状何かやっていたらいいのでしょうか。

○医療保険課長

一体的実施というのがございまして、高齢者の健康診査結果や医療受診、介護利用に関するデータを活用して、地域の保険課題に取り組むための事業というのはさせていただきます。

○兼本委員

分かりました。結局そのフレイルというのは中間じゃないですか。フレイルから介護もしくは後期高齢者の医療保険を使わないといけなくなってくる。このフレイルの時点での取組ですね。健康寿命を延ばすための取組と、後期高齢者の医療保険は関わりがあると思うんですよね。そこに関しては、確かに部自体は違うとは思いますが、連携してその取組、どういう対策をやっているのか、現状やっているのであればどういったものを行っているのかというのをちょっとお示しいただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

フレイル事業についてでございますが、こちらのほう、先ほど申し上げました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業、こちらのほうについて、ポピュレーションアプローチの実施の方法として、75歳も含めて行っているところでございまして、フレイル事業も含めほかの事業もありますが、高齢者のフレイルの把握を行って、保健指導や医療・介護をつなぐような取組を行っているところでございます。

○兼本委員

一体的に行っていただいて、やはり高齢者の方には負担になると思うんですよね、保険料が。ぜひですね、これは福岡県後期高齢者医療広域連合が、実務を決めていくんでしょうけども、まずは飯塚市がフレイル事業も先駆けてやっていたし、この医療費を抑えるためにも、福岡県の中でも、1番になって動いていただければいいのかなと思っていますので、もうよりよいフレイル事業のほうと一体的に取り組んでいただければと要望させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の57ページをお願いいたします。今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に基づき、子ども・子育て世帯への支援拡充による、財政基盤の確保を目的とした新しい分かち合い、連帯の仕組みとなる子ども・子育て支援金制度創設に伴うものでございます。令和8年度から、医療保険制度上の給付費に係る保険料や、介護保険料と併せ、新たに子ども・子育て支援納付金を納付いただくため、国民健康保険税の税率を定め、関係規定を整備しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表及び資料でご説明させていただきます。議案書の58ページをお願いいたします。第3条につきましては、子ども・子育て支援納付金の課税額について規定するものでございます。59ページをお願いいたします。下段から4行目、第10条の3以降の税率設定の関係につきましては、別に配付しております資料でご説明いたします。

資料をお願いいたします。表の左から賦課区分、国保税率、縦に、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分、子ども・子育て支援納付金課税分を記載しております。

今回の税率設定につきましては、国民健康保険運営協議会答申を踏まえ、県が算定いたしました標準保険料率等を参考にしながら決定いたしております。基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分は特別な事情がない限り、令和8年度及び令和9年度の2年間は現行の税率を据え置くこととしております。表の真ん中辺りになります。国保税率の欄に網掛けをしております。令和8年度飯塚市保険税率②の欄、こちらですね、太枠部分でございしますが、今回の改正点となります。子ども・子育て支援納付金課税分につきましては、令和8年度からの賦課となりますが、国民健康保険運営協議会答申により、令和8年度及び令和9年度は県が算定した標準保険料率を飯塚市保険税率として採用することとしております。

議案書の59ページに戻っていただきまして、第10条3の3では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を定め、60ページ、第10条の4及び第10条の5では、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を定めております。第10条の5にあります18歳以上均等割額につきましては、子ども・子育て支援制度が少子化対策に関わるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の抛出枠増加を抑制するために、18歳以下のこどもに係る均等割額を10割軽減としておりまして、その軽減による不足額を18歳以上均等割により、18歳以上の国保被保険者が負担するものでございます。第10条の6では、子ども・子育て支援納付金課税額の平等割額を定めております。下段以降の附則につきましては、関係規定を整備するものでございます。なお、本条例の施行期日は令和8年4月1日としております。

以上、簡単でございしますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の132ページをお願いいたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行っておりますサンビレッジ茜について、施設の今後の在り方を検討するため、令和8年3月31日の現指定管理期間満了をもって施設を一時休止するに当たりまして、令和8年4月1日以降は直営による施設管理を行う必要がありますことから、飯塚市または指定管理者のいずれによっても管理することができるようにするため提出するものでございます。

議案書の133ページをお願いいたします。現在の条例では、第3条にてサンビレッジ茜の管理は指定管理者に行わせるものとする規定しておりますが、施設休止後は直営による施設管理を行う必要がありますことから、直営または指定管理による施設管理が行えるようにするため、第3条をサンビレッジ茜の管理は指定管理者に行わせることができると改正を行うものでございます。なお、今回の条例改正では、これまで施設の管理を指定管理者が行うとされていたものを直営により管理していくことを前提とした条例改正となりますことから、第4条において、施設を指定管理者に管理させる際の読替規定として第2項を追加しております。サンビレッジ茜につきましては、令和8年4月1日以降施設休止となりますけれども、施設の今後の在り方について、様々な調査検討を継続し、施設再開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、「議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

あわせまして3月5日、本会議での本議案の議案質疑の中で、審査要望として、一時休止となる4月からも現状のまま運営をしながら、今後の方向性を検討していくことという質疑がありましたので、回答いたします。

サンビレッジ茜につきましては、指定管理者でございます一般財団法人サンビレッジ茜が運営を行っております。まず、指定管理者制度で申し上げますと、令和8年3月31日付で指定管理期間の満了となり、次の指定管理者を決めておりませんので、事実上指定管理の継続はできない状況でございます。

次に、施設を継続することについてですが、令和6年度の決算額で申し上げますと、指定管理料が3206万4千円。電気設備等の故障による利用者減の補填額といたしまして、1636万9667円を含めました合計4843万3667円で運営を行っております。また、現行の運営は、一般財団法人サンビレッジ茜の職員6名と、役員2名を合わせました8名体制で施設運営を行っております。これをスポーツ振興課の職員で補うことは、人員配置上不可能でございます。外部委託するしか方法がございません。そうしますと、これまでの指定管理料分を、結局は外部委託費として支出する必要があることとなります。

そこで、改めての説明となりますけれども、現在、民間投資、民間活力による施設再生を目指し、将来にわたって持続可能な新たなサンビレッジ茜の運営に向けて検討を進めております。

さきの一般質問でもご答弁させていただきましたが、令和8年度中には、サンビレッジ茜の今後の方向性を決定いたしまして、協働環境委員会にご報告する予定で進めております。つきましては、当初予定のとおり、令和8年4月からは、一時休止に伴う安全対策としての施設管理に努め、民間活用による施設再生に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、審査要望に対する回答を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）」について補足説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、車両の損傷に係る損害賠償の額、示談内容を含む、を定めることについて議会の議決を求めるため提出するものでございます。

議案書の144ページをお願いいたします。本件事故は、令和7年10月2日、木曜日、午後1時半から午後2時半頃、スポーツ振興課の会計年度任用職員が、飯塚市平恒地内の穂波艇庫付近において、刈払機による草刈り作業中に、飛び石により草刈り範囲に隣接している会社の駐車場に駐車中の車両の右側、運転席側リアウィンドウ及び右側のリアドアを損傷させたものでございます。なお、この事故による人身傷害はありませんでした。示談の内容といたしましては、本件事故の過失割合、市側が100%であり、損害賠償額として73万1303円の支払い義務があることを認め相手方と合意和解を踏まえ、支払うものでございます。

今回の事故の原因につきましては、職員の安全管理等の対応が不十分であったことであり、今後は、刈払機を使用する際は、防護ネット等を使用するなど、飛び石対策を徹底しまして、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について補足説明をいたします。「議案第75号～第76号」と表示されております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載のあるとおり、今回の補正は、今後見込まれる所要額を補正するもので、今回の補正による歳入歳出予算の総額には変更はございませんが、歳入の款項の区分及び金額を補正しようとするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。歳入でございますが、県支出金の保険給付費等交付金につきまして、令和7年度の特別交付金の特別調整交付金分の額が確定したことに伴い、1億1235万8千円を減額するものでございます。この減額により財源調整を行うため、国民健康保険給付費等準備基金繰入金を増額いたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の特別付託事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本委員会として、「協働のまちづくりの推進について」を、閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思っておりますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（ 挙 手 ）

全会一致。よって、本委員会は、「協働のまちづくりの推進について」を、閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

次に、本委員会として、「ごみ処理について」を、閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託を受けることに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、「ごみ処理について」を、閉会中の特別付託事件とすることは、否とすべきものと裁決いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに、決定いたしました。

「令和8年度のコミュニティ交通運行計画について」報告を求めます。

○地域公共交通対策課長

「令和8年度のコミュニティ交通運行計画について」報告をいたします。

コミュニティ交通の運行計画につきましては、御存じのとおり、3年間のスパンで運行を実施しておりますので、令和8年度は、運行計画の中間年度2年目の運行ということになります。したがって、令和8年度の運行計画につきましては、現在の交通体系を維持した中で、各

交通機関の利用状況、運行状況並びに利用者や各地区のまちづくり協議会等からのご要望等に基づきまして、運行計画の部分的な改善を行った内容になっております。

なお、この運行計画につきましては、昨年11月5日及び12月24日に開催いたしました飯塚市地域公共交通協議会で承認を頂いております。

それでは、提出させていただいております資料に沿って、現在の運行内容から変更になる事項の主な内容についてご説明させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。まず、1. コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、「筑穂元吉」の停留所の名称を「野見山酒店」に変更いたします。その他、遅延防止や安全運行の確保のため、一部の運行ルートの変更を行っております。

次に、2. 路線ワゴンにつきましては、鎮西地区におきまして、「伊川」、「大日寺丸ノ内遊園」を新設しております。

次に3. エリアワゴンにつきましては、複数の地区で停留所の追加や移設、安全運行の確保などのために、運行ルートの一部変更、ダイヤの一部変更等を行っております。停留所の移設、運行ルートやダイヤの一部変更につきましては、説明を割愛させていただきますが、停留所の新設につきまして説明をさせていただきます。

2 ページ目をお願いいたします。二瀬地区におきまして、「デイリーヤマザキ飯塚伊岐須店」を新設追加しております。

次に、穂波地区（高田系統）におきまして、「巻き上げ機台座」を新設追加しております。

次に、3 ページ目をお願いいたします。4. 予約乗合タクシーにつきましては、運行内容には変更ございませんが、予約方法につきましては、現在の電話による予約に加えまして、インターネットでも予約ができる実証実験を7月1日から行います。5月から6月におきまして、使い方の説明会を交流センター等において実施いたします。市民の皆様には、全戸配付をいたします利用ガイドと、広報いづかの4月号と市のホームページによりお知らせすることとしております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

インターネット予約ができるのはいいんですが、予約の概要を見ると、予約可能時期が、電話予約と比較して、電話予約は1週間前から予約できるが、インターネット予約は5日前からとなっています。これはなぜずらしているのか、理由をお聞かせいただけますか。

○地域公共交通対策課長

こちらのほうの予約の分につきましては、予約乗合タクシーの利用者の多くの方が高齢者の方々であることを考慮し、電話予約の方に優位性を持たせることを検討いたしました。しかしながら、この実証実験期間中の利用状況等を検証しまして、受付可能時期につきましても、再度、検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

手間を考えると、ネット予約を推奨したほうがいいわけでしょう。そうしたら、なぜ、不利にするのが全く分からない。せめて同じところですよ。そうしないと、それこそ、もうインターネットで予約しようと思ったけども、電話予約で埋まっちゃっていたと。だったら、これネット予約は使えないよねとなりませんか。ぜひ、実際にスタートするときには、同時期にさせていただくようお願いしておきます。

○地域公共交通対策課長

この実証期間中も含めまして、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

先ほど、本委員会の閉会中の継続審査事件に決定いたしました「協働のまちづくりの推進について」は、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。